

## 不存在による非公開決定通知書

大阪府警察本部指令（府民）第117号

令和5年8月10日

弁護士 山中 理司 様

大阪府警察本部長



令和5年8月1日付けであった行政文書の公開請求については、当該行政文書を管理していないため、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	捜査資料として押収した防犯カメラの動画データについて、弁護士会照会又は裁判所の文書送付嘱託があった場合の対応方法について書いてある文書（最新版）
公開請求に係る行政文書を管理していない理由	本件公開請求に係る行政文書については、作成又は取得していないため管理していない。
担当所属等	大阪府警察本部総務部府民応接センター (情報公開・個人情報保護室06-6943-1234 内線25251)
備考	

受理番号 第116号

(教示) この決定について不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府公安委員会に対して、審査請求をすることができます。また、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。